

議会運営委員会

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）

午 前 9 時 5 9 分 開 会

○南委員長 皆さん、おはようございます。

大変暑い中、議会運営委員会に御参集をいただき、ありがとうございました。最近 7 月から、昨日も熊が民家に近い状態で出没して、2 匹駆除されたということでございますので、できる限り人的被害がないように万全を期していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまより議会運営委員会を開催させていただきます。

本日は、第 3 回定例会の議運ということでございますので、よろしくお願いします。

まず最初に、市長から御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 8 年第 3 回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第 4 3 号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」から議案第 5 6 号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」までの計 1 4 議案で、内容といたしましては、条例の一部改正議案が 4 件、補正予算議案が 4 件、決算関係議案が 5 件、人事案件に係る議案が 1 件であります。

その他、報告第 1 0 号「専決処分事項の承認について」、本件は、令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）について、この報告第 1 0 号から報告第 1 2 号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 7 年度事業報告及び決算について」までの報告 3 件であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務人事課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございました。

それでは、早速ですが、提出議案についての説明を総務人事課長よりお願いいたします。

○森本総務人事課長 総務人事課です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 8 年第 3 回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明いたし

ます。

議案書のほうの１ページのほうをお願いいたします。

議案第４３号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」につきましては、一般社団法人全国銀行協会の電子化推進に伴い、本市の指定金融機関が本年１０月１日から退職手当に係る紙の小切手の取扱いを廃止することから、条例の一部を改正するものであります。

次に、３ページを御覧ください。

議案第４４号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、児童福祉法等の改正に伴い、国が定めた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を参酌しまして、満３歳以上限定、小規模保育事業の創設、保育基準の改正への対応並びに児童対象性暴力防止措置の新規規定に対応するため、所要の改正を行う必要がありますことから、条例の一部を改正するものであります。

次に、７ページを御覧ください。

議案第４５号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、国が定めた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を参酌いたしまして、児童対象性暴力等の防止及び児童保護に関する規定を整備する必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、９ページを御覧ください。

議案第４６号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、児童福祉法等の改正に伴い、国が定めた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を参酌いたしまして、満３歳以上限定小規模保育事業の創設等に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第４７号から５０号までの補正予算関連議案につきまして、令和８年度一般会計補正予算（第５号）主要事項説明に基づき、概略を説明させていただきます。

主要事項説明の１ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計で３億８，４２２万８，０００円、特別会計の国民健康保険事業会計で２，１９６万６，０００円、後期高齢者医療事業会計で１，１６５万３，０００円を歳入歳出それぞれに追加

するものであります。また、企業会計の病院事業会計では、歳入で5,566万4,000円、歳出で4,825万3,000円のそれぞれ増額であります。

2ページをお願いいたします。一般会計の歳入です。

補正の主なものといたしまして、8款環境性能割交付金699万9,000円の減額は、本年3月末をもって自動車税環境性能割が廃止されたことによるものであります。

次に、9款地方特例交付金872万7,000円の増額は、交付額の確定によるもので、先ほどの自動車税環境性能割の廃止に伴う減収補填分の増額が主な要因であります。

次に、10款地方交付税194万4,000円の減額は、普通交付税の交付額確定によるものであります。

次に、14款国庫支出金4,334万5,000円の減額は、交付決定等に伴う社会資本整備総合交付金4,180万円の減額、道路メンテナンス事業補助金2,168万4,000円の減額及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,141万7,000円の追加等によるものであります。

次に、15款県支出金272万6,000円の増額は、森林環境保全直接支援事業補助金219万9,000円の増額及び尾鷲シティプロモーション事業に対する地域活性化支援事業補助金100万円の追加等によるものであります。

次に、16款財産収入1万円の増額は、農林関係土地貸付料の増額、17款寄附金1,030万の増額は、地方創生応援寄附金として2者から御寄附をいただいているものであります。

次に、18款繰入金1,081万8,000円の減額は、東紀州広域ごみ処理施設整備事業に対する公共施設等基金繰入金3,010万6,000円の減額のほか、国市浜公園整備等基金繰入金1,050万円の増額及び国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の前年度精算に伴う繰入金の増額が主なものであります。

次に、19款繰越金3億8,370万3,000円の増額は、令和7年度決算に伴う繰越金であります。

20款諸収入616万8,000円の増額は、立木伐採補償料の追加によるものであります。

21款市債3,570万円の増額は、納税通知書電子化事業債560万円の追加のほか、過疎債配分の決定等に伴い、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債を1億円増額、多目的スポーツフィールド整備事業債を4,870万円減額するなど、充当

額の調整を行ったものであります。

次に、３ページをお願いいたします。歳出であります。

款別の補正額につきましては、記載のとおりであります。このうち主なものにつきまして、次ページの歳出明細書で説明させていただきます。

４ページを御覧ください。

まず、総務費のうち財産管理費の基金積立金は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金２億５,６９６万７,０００円の増額、また減債基金積立金５,９２１万６,０００円の増額は、普通交付税に算入されました臨時財政対策債償還金分を積み立てるものであります。

次に、公共施設等基金積立金３,８３７万１,０００円の増額は、繰越金の１０％を積み立てるものであります。

また、下から二つ目の地方創生拠点整備等基金積立金１,０３０万円及びゼロカーボンシティ推進基金積立金２,６２７万９,０００円の増額は、頂いた御寄附を積み立てるもので、そのほか積立てにつきましては、前年度の基金充当事業の精算に伴う積み戻し等が主なものであります。

次に、防災費の防犯カメラ設置業務委託料１７３万８,０００円の追加は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、市内４か所に防犯カメラを設置するものであります。

続きまして、民生費は各事業の前年度精算金が主なものとなっておりますが、二重丸の三つ目にあります児童福祉総務費のファミリーサポート活動謝礼１３９万５,０００円の増額は、利用者の増加に伴うものであります。

次に、衛生費の病院事業会計負担金１,０２６万４,０００円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、重油及び寝具賃借に係る物価高騰影響分として繰り出すものであります。

次に、５ページをお願いいたします。

農林水産事業費の主なものですが、林業振興費の有害鳥獣対策事業は、緊急銃猟に係る補償費及び勧奨等整備業務委託料を合わせ７６万２,０００円の追加、管理費のみんなの森プロジェクト事業は、企業版ふるさと納税獲得手数料２００万円の追加、また漁港建設費は、県補助が不交付となったことに伴い、古江漁港臨港道路舗装工事請負費４２５万円を皆減するものであります。

次に、商工費は商工振興費で、尾鷲シティプロモーション事業の実施に係る消耗品等の経費といたしまして、２２０万１,０００円の追加であります。

次に、土木費は道路維持費で、国庫補助事業の内示に伴う事業費精査によりトンネル施設設計等業務委託料、橋梁修繕工事請負費等、合わせて3,742万7,000円を減額するものであります。また、公園費につきましては、中村山公園ほか修繕料として70万円を増額するものであります。

次に、教育費は文化財保護費で、三木里松薬剤散布業務及び薬剤注入業務委託料を合わせて81万7,000円の追加、運動場管理費の国市浜公園整備工事請負費8,000万円の減額は、本年度執行事業の見直しによる減額であります。

次の公債費につきましては、臨時財政対策債の10年変動利率の上昇等により、市債利子償還金387万5,000円を増額であります。

次に、6ページをお願いいたします。債務負担行為補正であります。

追加2件につきましては、尾鷲市本庁舎等警備業務委託及び尾鷲市立養護老人ホーム聖光園指定管理料で、それぞれの期間及び限度額につきましては、表に記載のとおりであります。

続きまして、7ページをお願いいたします。国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

補正額は、歳入歳出それぞれ2,196万6,000円の追加で、歳入につきましては、5款繰越金2,196万6,000円を増額、歳出につきましては、5款基金積立金764万8,000円を増額及び7款諸支出金1,431万8,000円を増額は、普通交付金前年度精算金997万3,000円、一般会計繰出金266万4,000円を増額が主なものであります。

次に、8ページを御覧ください。後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）です。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,165万3,000円の追加で、歳入につきましては、3款繰越金1,165万3,000円を増額、歳出につきましては、2款広域連合負担金686万9,000円を増額及び3款諸支出金478万4,000円を増額は、一般会計繰出金412万4,000円を増額が主なものであります。

次に、9ページをお願いいたします。病院事業会計補正予算（第1号）です。

収益的収入及び支出のうち、収入は、医業外収益を2,163万5,000円を増額をするもので、物価高騰対策支援に係る一般会計からの負担金1,026万4,000円及び国庫補助金として、業務効率化・職場環境改善支援事業補助金1,137万1,000円のそれぞれの増額であります。

また、支出につきましては、医業費用1,421万5,000円を増額で、バイタ

ル測定電子カルテ連携機器等の購入に係る消耗備品の増額であります。

次に、資本的収入及び支出の収入は、企業債６８０万円の増額及び県補助金として、業務効率化・職場環境改善支援事業補助金２，７２２万９，０００円の増額、支出につきましては、ナースコールシステムの購入費として、建設改良費３，４０３万８，０００円の増額をするものであります。

１０ページを御覧ください。

債務負担行為補正につきましては、材料と一括調達業務及び物品管理運營業務委託の１件の追加で、期間及び限度額につきましては、表の記載のとおりであります。

補正予算関連議案の説明は以上であります。

続きまして、議案書にお戻りいただきまして、議案書の２１ページをお願いいたします。

議案第５１号「令和７年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から２３ページの議案第５３号「令和７年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの３議案につきましては、いずれも地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

次に、２４ページの議案第５４号「令和７年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と、２５ページの議案第５５号「令和７年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の２議案につきましては、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

決算に係る歳入歳出決算資料説明書、決算参考資料、主要施策の成果及び実績報告書、決算審査意見書等につきましては、タブレットのほうに掲載しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

次に、議案第５６号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきまして、説明いたします。

議案書の２６ページをお願いいたします。

議案第５６号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、米倉すが氏の任期が本年９月３０日に満了となることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で教育及び文化に関し識見を有している米倉すが氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、２８ページを御覧ください。

報告第１０号「専決処分事項の承認について（令和８年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号））」につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定により、本年７月２４日に専決処分を行ったため、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。内容につきましては、地方自治法第２４２条の２、住民訴訟に基づく違法支出返還請求控訴事件に係る控訴審対応に関する弁護士費用として、歳入歳出それぞれ１６万円を追加する予算であります。

次に、３０ページをお願いいたします。

報告第１１号「令和７年度健全化判断比率及び令和７年度資金不足比率の報告について」につきましては、令和７年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に対する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、監査委員の意見をつけまして、報告させていただくものであります。

３１ページをお願いいたします。

上段の表のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、下段の表になりますが、公営企業につきましても、各会計とも資金不足は生じておりません。

次に、３２ページをお願いいたします。

報告第１２号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和７年度事業報告及び決算について」につきましては、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、別冊のとおり報告させていただくものであります。

以上をもちまして、提出議案の説明とさせていただきます。御審議のほどお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

説明は以上でございます。

特に御質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

○西川委員 ７ページの松の件、何かありましたよね。

○南委員長 主要事項説明書の何ページ。

○西川委員 ７ページやったと思うんですけど。

○南委員長 ありましたね、松。文化財保護、５ページね、主要事項の。

○西川委員 ５ページですか。これ、かなり以前からやって、今やっとこれが始まるんですか、治療が。マツクイムシの対策が、前回の議会からもう長いことたつと思うんですけど、それで今、初めて対処をされるということなんですか。

○下村副市長　　薬剤の散布と注入については時期を見てということで、伐採云々は流用で管理をさせていただいたんですけど、薬剤の散布・注入というのが、季節的な時期を見てというふうに聞いております。

○西川委員　　いや、その時期も大切だと思うんですけど、何よりも早く迅速な対応をせんと、もうほとんど駄目な状態になっていましたよね、松の被害が。それを防ぐのであれば、もう名柄のほうはほとんど枯れていますよね。そういう状態で、もう枯れたやつは危険で、それも伐採をせなならんのでしょうか、助かりそうなのというのは僕はもうないと思うんですよ。できるだけ早い処置を望んでいたつもりなんですけど、一般質問でもやらせてもらいましたけど、今ですか、これ。ちょっと遅過ぎませんか。その時期を見てと言うんだったら、そんなもん、虫はその時期は休眠しておるんですか。

○下村副市長　　担当課のほうでは、樹木医の指示の下、処理させていただくということで、今回、予算計上させていただいたものです。

○西川委員　　いや、その樹木医がもう８年も前に忠告しておるのに全然手を打たなかったからこういうことになったという、私の意見が握り潰されたとまで某新聞に書かれていましたけど、投書されていましたが、その当時から手を打っておけばここまで被害は広がらなかったのではないのかという思いと、早急に処置を進める、樹木医樹木医って、人に責任をなすりつけるのではなく、自分たちの行政の遅さもある程度は認めたほうがいいんじゃないですか。

○下村副市長　　８年前ということなんですけど、それはちょっと担当課のほうは把握していなかったと前に答弁させていただいたと思うんですけど、担当課のほうとしては早急ということで、ほとんど枯れておるということで伐採を先に流用でさせていただいて、薬剤の散布・注入につきましては、今回の予算計上となりましたことを御理解いただきたいと思います。

○西川委員　　いや、僕は伐採より、当然、倒木でけがされる方もおるかも分からんけど、それより、もっと助かるもんを早く助けるように迅速に動くべきだったんじゃないんかなと。執行部の考えがそれで、樹木医に任せてあるんだったら、あと２年後、３年後、それがどうなっておるかが結果となって現れると思いますので、これ以上は結構です。

○南委員長　　ありがとうございます。後々の議論について、常任委員会のほうで詳しくお願いをいたしたいと思います。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 他にないようですので、それでは、会期及び議事日程等について事務局長のほうから一括説明をお願いいたします。発言通告まで含めて。

○高芝議会事務局長 それでは、会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は９月１日火曜日から２５日金曜日までの２５日間でございます。

会議はいずれも午前１０時開会とさせていただきます。

９月１日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明（審議留保）、これは、先ほど執行部から説明がございました議案第４３号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」から、議案第５５号「令和７年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計１３議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは議案第５６号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」でございます。この取扱いにつきましては、議案上程、提案説明の後、質疑を行っていただき、委員会付託を省略の上、討論、採決を行う予定とさせていただきます。

次に、報告、質疑、討論、採決、これは、報告第１０号「専決処分事項の承認について（令和８年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号））」についてでございます。

続きまして、報告、質疑、これは、報告第１１号「令和７年度健全化判断比率及び令和７年度資金不足比率の報告について」及び報告第１２号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和７年度事業報告及び決算について」の報告２件についてでございます。

次に、９月２日水曜日から４日金曜日までは議案調査、５日、６日は土日のため休会となります。

７日月曜日午前１０時より本会議を再開し、１日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後一般質問に入っていただきます。

１０日木曜日から１８日金曜日までは行政常任委員会を開催し、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

次に、土日などを挟みまして、２４日木曜日は予備日とし、２５日金曜日午前１０時から本会議を再開していただき、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

す。

次に、各発言通告書の提出期限につきましては、まず、一般質問発言通告書提出期限は、申合せによりまして９月２日水曜日の午前１１時まで、次に、議案質疑発言通告書提出期限は、議案第５６号及び報告第１０号から報告第１２号につきましては、８月３１日月曜日の午前１１時、その他の議案につきましては、９月２日水曜日の午前１１時まで、次に、討論発言通告書提出期限は、議案第５６号及び報告第１０号につきましては、８月３１日月曜日の午前１１時、その他の議案につきましては、９月２４日木曜日の午前１１時までとさせていただきます。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。事務局からの議事日程について、以上でございます。

特に御質疑のある方は、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようでございますので、次に、行政常任委員会における決算関連に係る係員の説明について、総務人事課長より説明をお願いいたします。

○森本総務人事課長 決算関連議案に係る説明につきましては、例年どおり、代表監査から、決算審査意見のこちらのほうにつきまして、市長、副市長、出席させていただきますして、決算審査、こちらのほうにつきましては、市長、副市長を除く担当課長からの説明、こちらのほうとさせていただきたいと考えております。

○南委員長 ただいまの説明で何か御意見ございませんか。

例年どおり、決算審査に入る前に代表監査から、市長、副市長同席の下、総評をしていただいて、本議案審査につきましては、課長以下、係員ですということですね。それでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 他にないようですので、議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

（午前１０時３２分 閉会）